

名高裁総第 752 号

令和 6 年 9 月 30 日

弁護士 山 中 理 司 様

名古屋高等裁判所長官

司法行政文書不開示通知書

4 月 24 日付け（同月 30 日受付）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示しないこととしましたので通知します。

記

1 開示しないこととした司法行政文書の名称等

津地家裁の庁舎建て替え工事に関して、津地家裁から寄せられた意見の内容、及びこれに対する最高裁判所及び名古屋高裁の考えが書いてある文書

2 開示しないこととした理由

1 の文書は、廃棄済みである。

(注) この判断に苦情がある場合は、この通知を発した日（通知書の右上に記載された日付）の翌日から起算して 3 か月の間、最高裁判所に対して苦情の申出をすることができます。

(担当) 総務課 電話 052 (203) 0198